

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律
の規定に基づく施術所等の届出済証明ステッカー発行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下「法」という。）第9条の2に規定する施術所の開設届出に係る届出済証明ステッカーの発行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 法第9条の2の規定により開設届出をした者は、施術所の所在地を所管する保健所長経由で医療対策課長に対し、施術所開設届出済証明ステッカー発行申請書（様式第1号）を提出することができる。

(交付)

第3条 前条の規定による発行申請書の提出があつた場合には、医療対策課長は記載事項を審査の上、施術所開設届出済証明ステッカー（様式第2号）を発行するものとする。

附則

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。